

壁面緑化助成について

板橋区では『民有地の緑化を推進し、ヒートアイランド現象の緩和を図り、都市環境の向上に寄与する』ことを目的として、新たに壁面緑化工事を行う方に対して助成を行っています。

【内 容】

対象建築物 区内の民間建築物で、建築基準法などの法令に適合するもの

対象工事 壁面緑化に係る **植栽工事** 及び **補助器具工事**

助成対象者 原則として建築物の所有者

【助成要件】

- ① 植込み地を整備する場所の上部に屋根やひさし等がないこと
※移設可能なプランターなどは対象外(容量が100リットル以上のプランターは対象とする)
- ② 1m当たり3本以上植栽すること
- ③ ワイヤーの高さを2m以上設置すること(補助器具等で固定され移動取り外しができない構造)
- ④ 壁面緑化面積として2㎡以上を新たに緑化するもの
- ⑤ 維持管理できるスペースを確保すること(建築物の壁面と敷地境界線までは原則100cm以上あること)
- ⑥ 建築基準法など法令に不適合の建築物でないこと
- ⑦ 売買や賃貸等を目的とした建築物でないこと
- ⑧ 国、地方公共団体、その他公共的団体が所有する建築物でないこと



【助成金額】

(イ) 緑化面積に区の標準工事費単価(10,000円/㎡)を乗じた額

(ロ) 実際の工事費

(イ)と(ロ)の少ないほうの額の **1/2 以内** を助成します

※ただし上限を **40万円** とします

【そ の 他】

- ① ゴーヤ・ヘチマ・アサガオ等の一年性のつる植物は植栽工事の対象工事費とはなりません。
- ② 補助器具の設置については建築物の外壁からおおむね50cm以内にフェンスやワイヤー等により植物を誘引するための器具を取り付けること。
- ③ パネル型(壁面にフレーム等を設置し、植栽と植栽基盤が一体化したユニットで緑化する方法)や下垂型(屋上部や壁面上部にプランターを設置し、下垂型植栽を植栽して、上部から覆う方法)を設置工事する場合についてはご相談下さい。

他の制度との兼ね合い

板橋区緑化の推進に関する条例第13条の3に基づく緑化工事や、他の制度で助成を受けて行う緑化工事は助成の対象外となります

連絡先 板橋区 みどりと公園課 みどり推進係

〒173-8501 板橋区板橋2-66-1 (南館5階) ☎03-3579-2533 (直通)

手続きの流れ

事前相談 制度の説明と相談を受け付けます



事前調査 申請前に担当職員が現地を確認します



申請 【申請書に必要な書類】

- ・助成金交付申請書
- ・工事場所の案内図
- ・工事前の写真
- ・計画平面図（緑化部分の面積と植栽計画を図示したもの）
- ・計画断面・立面図（断面・立面構造を図示したもの）
- ・登はん補助資材の安全性を確認できる書類
- ・念書（施工後の維持管理が適切に行われることを確認できる書類※申請者作成のもの）
- ・見積書（施工業者からの工事に関する見積書※内訳書を添付）
- ・同意書（建築物の所有者と申請者が異なる場合や共同住宅の場合）

※申請は工事の始まる前に行ってください。
工事着手後の申請は助成対象になりません



決定通知（区が助成金の交付が適当と認めた場合に通知します）



工事着手



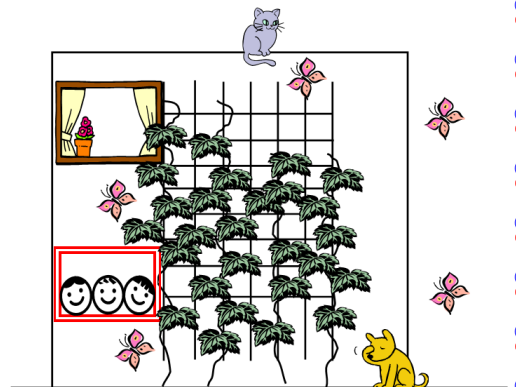
----- 施工中・後の工事写真を撮って下さい

工事完了



完了届 【完了届に必要な書類】

- ・屋上緑化完了届
- ・しゅん工図（平面図及び断面図）
- ・工事写真（施工中・後）
- ・領収書の写し（施工業者からの工事に関する領収書の写し※内訳書を添付）



完了検査（完了届のとおり施工できているか現地を検査します）



確定通知（完了届の審査及び完了検査の結果、適合すると認めた場合に通知します）



交付請求 【請求書に必要な書類】

- ・助成金交付請求書
- ・口座振替依頼書（申請者の指定した口座に振込む為のもの）



交付 振替依頼のあった口座に助成金が振り込まれます